

おおふなぽーとご利用時の緊急避難等について

<p>避難誘導の基本的な考え方</p>	<p>火災や大きな地震の発生、または、津波注意報や警報等が発令された場合は、職員の誘導に従い可能な限り即時避難してください。</p> <p>また、職員は次に記載する原則等に則り、可能な限り避難誘導を行います。利用者等は各々が自らの命を守る行動をとってください。</p>
<p>避難誘導に関する原則 (前提)</p>	<p>津波予報区（岩手県）における津波注意報や警報等の発令をもって、避難誘導を開始します。</p> <p>利用者等を、大船渡保育園へ誘導したことをもって避難誘導の責務を解きます。</p> <p><津波避難経路> ※ 状況によって避難経路は変わります。</p> 
<p>避難誘導に関する原則</p>	<p>(初動)</p> <p>職員及び利用者等の安否確認をしつつ、「地震が発生したこと」、「情報収集中であり今後の津波情報等に注意すること」を周知し、施設内避難経路について、目視等により短時間で安全確認を行います。</p> <p>(避難誘導の基本)</p> <p>利用者等に対して、「職員の指示に従って冷静に行動すること」及び「車両での避難はしないこと」を周知し、可能な限り短時間で、円滑な避難を行います。</p>

	<p>(要配慮者に係る避難)</p> <p>利用者等のうち、乳幼児、車イス利用者、目または耳が不自由な者、外国人、負傷している者等の要配慮者に係る避難については、職員が行うのではなく、同伴者（親、介助者を含む）が行うこととします。</p> <p>同伴者が見当たらない場合は、利用者等のうち体力がありそうな方に依頼することとします。</p> <p>(掲示物の設置)</p> <p>避難誘導を始める前に、屋内に出入り可能な場所に、避難場所等を掲示するので、掲示物に沿って避難すること。</p>
<p>施設の運営について</p>	<p>午後6時～10時までの間に、大船渡市内で震度5以上の地震を観測した場合、または、津波注意報や警報等が発令された場合は、利用者の安全確保のため、閉館します。</p> <p>また、津波注意報及び警報発令中は、解除されるまでの間、臨時に休館とします。</p>
<p>利用料の返金について</p>	<p>自然災害等の外的要因及び管理者の都合により、利用をお断りした場合は利用料金の全額を返金します。</p> <p>なお、利用料金以外に発生した費用に関して、当方では一切の責任を負いません。</p>